

別表1（第2関係）

事業の種類	事業の内容	補助率	事業実施主体
<p>1 コメ・コメ加工品輸出特別支援事業</p>	<p>1 戦略的輸出基地と連携して輸出に取り組む戦略的輸出事業者等が行う海外市場開拓の支援</p> <p>(1) 戦略的輸出事業者が行う海外市場の開拓の推進 戦略的輸出事業者が行うコメ、包装米飯及び米粉の輸出拡大のためのプロモーション等の推進、戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地との結びつけ・マッチングの推進、戦略的輸出事業者に対する必要な助言・指導の取組を実施。</p> <p>(2) 新たなビジネスモデルの創出等の実証的取組支援 コメ・コメ関連食品の輸出に取り組む事業者が行う新たなビジネスモデルの構築に向けた実証的取組を実施。</p> <p>2 日本産コメ・コメ関連食品のプロモーション活動の強化 輸出先国のニーズに明るい現地コンサルタントや海外メディアの活用等により、現地ニーズに即した効果的な調査・プロモーション、科学的データを持った品質や安全性のPR、訪日外国人向けのPR、「米輸出統一ロゴマーク」の普及のためのコンテンツの充実やウェブサイトの構築などの取組を実施。</p> <p>3 海外規制への対応 輸出先国における国内規制への対応を図るため、現地コンサルタント等と連携し、データの収集や規制当局との協議、輸出用米として、植物防疫上相手国から求められるくん蒸等のために国内流通上は発生しない追加的費用を低減させるための対応等の取組を実施。</p>	<p>1/2以内、定額</p> <p>1/2以内</p> <p>定額</p> <p>定額、1/2以内</p>	<p>政策統括官が別に定める者から公募により選定された団体及び事業者（以下「団体等」という。）</p>
<p>2 青果物輸出特別支援事業</p>	<p>1 産地と輸出事業者をマッチングする取組 生産者等と輸出事業者との継続的かつ安定的な取引のための商談会や産地見学会の開催などの取組を実施。</p> <p>2 輸出向け生産体系等の導入実証の支援</p> <p>(1) 輸出先の条件に対応するための生産・出荷体系の実証 生産者等が輸出先の残留農薬基準や植物検疫条件に合致した生産・出荷体系を実証する取組を支援。</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	<p>生産局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>

	<p>(2) 輸出先のニーズを満たす生産拡大のための生産技術の実証 生産者等が輸出先のニーズに応じた生産を早期かつ計画的に行うために必要な果樹の省力樹形による生産技術等を実証する取組を支援。</p> <p>3 産地と輸出事業者が連携する販売促進活動の支援 継続的かつ安定的な販路開拓に向け、産地と輸出事業者が連携して取り組む販売促進活動を支援。</p>	定額	
3 日本産花き輸出促進緊急対策事業	<p>1 枝ものの船便による輸送体系を実証する取組 サクラやモモ等の枝ものについて、船便による低コスト輸送体系を実証する取組を実施。</p> <p>2 開花調整技術を活用したつぼみ輸送体系を実証する取組 切り花類について、開花調整技術を活用し、開花した状態よりもコンパクトなつぼみの状態で輸送することによる低コスト輸送体系を実証する取組を実施。</p> <p>3 高品質な状態を維持するための定温輸送体系を実証する取組 切り花類について、寒冷地への輸送の際に、冷氣による凍傷を軽減する定温輸送体系を実証する取組及び当該実証と一体的に行う販売強化の取組を実施。</p>	定額 定額 定額	生産局長が別に定める者から公募により選定された団体
4 茶輸出特別支援事業	<p>1 輸出相手国における日本茶プロモーション活動等強化 日本茶の輸出拡大を図るための輸出相手国における市場調査、展示会、商談会等の開催やこれらへの参加、メディアを活用した広報活動を実施。</p> <p>2 残留農薬分析等 日本茶の輸出拡大を図るための茶葉の残留農薬分析及び残留農薬分析機器の導入を実施。</p> <p>3 新たな抹茶加工技術の実証 抹茶の生産拡大を図るための新たな抹茶加工技術の実証を実施。</p> <p>4 輸出向け品種への改植 病害虫抵抗性品種や抹茶適性の高い品種など輸出向け品種への改植を実施。</p>	定額 定額、1/2以内 1/2以内、定額 定額	生産局長が別に定める者から公募により選定された団体等

<p>5 畜産物輸出 特別支援事業</p>	<p>1 日本産畜産物の需要の裾野を広げる取組 海外に食肉のカット技術等の専門家等を派遣するとともに、海外の食肉事業者、シェフ、インフルエンサー等を我が国へ招へいし、人的交流の促進を図る取組。また、海外のシェフ等による料理のメニュー開発、輸出先国・地域の基準に適合した調理機器等の開発等の取組。</p> <p>2 海外でのプロモーション活動の強化 (1) プロモーション活動の強化 海外において、畜産物を紹介するセミナー、畜産物の試食会、レストラン等における畜産物フェア等を開催する取組。 (2) 輸出先国・地域のマーケット調査 畜産物の輸出に向けた海外の需要等についてのマーケット調査等の取組。</p> <p>3 海外・外国人への情報発信等の取組 (1) 日本産畜産物の品質情報の多言語発信 輸出先国・地域、また国内の外国人に対して、和牛の特性であるトレーサビリティ制度、血統登録、食肉の格付け等の日本産畜産物の情報を発信するため、多言語で情報発信するシステムの整備等の取組。 (2) ロゴマークの登録・維持管理 輸出先国・地域における、日本産畜産物の品目ごとのロゴマークの商標登録と登録の維持管理等の取組。</p> <p>4 輸出向け畜産物の生産及び流通に係る知識、技術の共有・平準化 (1) 輸出向け畜産物の生産等に係る知識、技術の共有・平準化 輸出先国の求める条件を満たす畜産物の生産等に係る研修会の開催等により、知識、技術の共有・平準化を行う取組。 (2) 流通コスト低減のための技術開発等 輸送手段の合理化・低コスト化（航空便（冷蔵）から船便（冷凍）への変更等）、新たな販売経路の開拓のための課題調査・実証等の取組。</p>	<p>定額、1/2以内</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>生産局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>
<p>6 木材製品輸出特別支援事業</p>	<p>1 EU等に対するデザイン性の高い木製家具・建具等の輸出促進 (1) 木材利用状況調査</p>	<p>定額</p>	<p>林野庁長官が別に定める者から公募により</p>

業	<p>EU加盟国等における木材製品の利用状況やニーズ、木材製品の輸入に係る規制等に関する調査の実施、調査結果の国内事業者への提供を実施。</p> <p>(2) 日本文化の紹介行事や展示施設における日本産木材製品の展示・PR及びセミナーの開催 EU加盟国等で開催されるイベントや展示施設における日本産木材製品の展示・PR、バイヤー等を対象とした日本産木材製品の利用に関するセミナーやシンポジウムの実施。</p> <p>(3) バイヤー招へい、商談会の開催 木製家具・建具等のバイヤーを招へいし、現地見学やセミナー、商談会等を実施。</p> <p>(4) 高性能木材製品の普及ツールの作成 高性能な日本産木材製品に関する、製造工程等の映像やPR用冊子の作成を実施。</p> <p>2 アジア諸国に対するCLT等の輸出促進 アジア諸国におけるCLT等（CLT、LVL、集成材など）のニーズ及び輸出課題の調査、展示会におけるCLT等の展示、技術者等を対象としたセミナーの開催。</p> <p>3 日本産木材製品のブランド化と台湾・ベトナムにおける販売促進</p> <p>(1) 中国「木構造設計手引き」の作成 中国の「木構造設計手引き」作成のための編集委員会への参画の取組。</p> <p>(2) 日本産木材製品展示施設における展示・PR、情報収集・提供 台湾・ベトナムにおける日本産木材製品展示施設での展示・PR、当該展示施設を拠点とした販売促進活動や市場情報収集・提供、広報媒体を通じたPR活動を実施。</p> <p>(3) バイヤー招へい、商談会の開催 台湾・ベトナムのバイヤーを招へいし、現地見学やセミナー、商談会等を実施。</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	<p>選定された団体等</p>
7 水産物輸出促進緊急推進事業	<p>1 輸出促進機器整備事業</p> <p>(1) 機器整備事業 計画的な輸出に取り組む水産加工業者等に対し、輸出先国の品質・衛生条件への適合に必要な機器整備を支援。</p> <p>(2) 管理運営事業 (1)の事業を円滑に実施するために必要となる事務を実施。</p> <p>2 海外市場開拓推進事業</p> <p>(1) 海外市場開拓に向けた国内体制強化事業</p>	<p>1/2以内</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>水産庁長官が別に定める者から公募により選定された団体等</p>

<p>水産加工業者等と輸出業者を交えた検討会（今後どのような品目を輸出していくかなどについて検討）の実施。</p>		
<p>(2) 輸出促進活動</p>		
<p>ア 海外マーケットの調査 輸出先国における水産物の流通状況、消費者の嗜好、競合品の販売状況、輸出先国が求める衛生条件、現地のバイヤーの情報等に係る調査の実施。</p>	<p>定額</p>	
<p>イ 海外への日本産水産物のプロモーション活動 (1)で検討した内容を踏まえた、パンフレット等の各種広報媒体の作成及び配布、現地のバイヤーや調理人等を対象としたセミナーの実施、現地小売店等における日本産水産物フェア等の実施等プロモーション活動の実施。</p>	<p>定額</p>	
<p>ウ 商談会の開催 (1)で検討した内容を踏まえた、輸出先国等における商談会の実施。</p>	<p>1/2以内</p>	
<p>(3) 事務局運営 (1)及び(2)の事業を円滑に実施するために必要となる事務を実施。</p>	<p>定額</p>	
<p>3 輸出重要水産物安定生産確保事業</p>		
<p>(1) 漁船搭載型洗浄機導入評価事業 (2)の導入を実施するための評価委員会の開催等を実施。</p>	<p>定額</p>	
<p>(2) 漁船搭載型洗浄機導入支援事業 輸出商材としての活用が期待されるホタテガイの安定的な養殖生産体制の構築に取り組む垂下式養殖業者に対し、ザラボヤ等の除去に必要な洗浄機の導入を支援。</p>	<p>1/2以内</p>	